平成２４年（再ロ）第１０００１号
東京都八王子市片倉町811番地２ティンクル・ヒアデ104号
再生債務者　廣山　浩稔
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年１月９日まで
平成24年12月12日
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２４年（再ロ）第５１号
大阪府八尾市西木の本１丁目16番地
再生債務者　山本　盛弘
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年１月９日まで
平成24年12月12日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（再ロ）第９号
宮城県名取市手倉田字八幡605番地Ｄ’レスティア名取駅前Ⅱ202号
再生債務者　垣内　友洋
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月29日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年１月10日まで
平成24年12月12日
仙台地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１０００２号
茨城県筑西市小川1391番地386
再生債務者　関　　雅美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月11日　水戸地方裁判所下妻支部
平成２４年（再ロ）第７号
埼玉県三郷市彦成３丁目258番地　県営三郷彦成団地２―103
再生債務者　出口身知子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月11日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係
平成２４年（再ロ）第４号
北海道旭川市東光６条６丁目３番27号
再生債務者　山田　善夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月11日　旭川地方裁判所民事部
平成２４年（再ロ）第１００６４号
千葉県松戸市新松戸５―１　新松戸中央パークハウスＢ―1103
再生債務者　野老　一彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月10日
東京地方裁判所民事第20部
平成２４年（再ロ）第１３号
神奈川県川崎市多摩区堰３―２―22ドミトリー久地102号
再生債務者　田中　敏文
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月10日　神戸地方裁判所尼崎支部
平成２４年（再ロ）第３号
愛媛県松山市久万ノ台1338番地４
再生債務者　本藤久美子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月11日　松山地方裁判所民事部

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年二月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十四年十二月十四日に終了しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十一月二十九日
掲載頁　一二四頁（号外第二五八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十一月二十九日
掲載頁　一二五頁（号外第二五八号）
平成二十四年十二月二十日
広島市西区商工センター八丁目一番五三号
（甲）株式会社舟入製作所
代表取締役　本中　理夫
広島市西区商工センター八丁目一番五三号
（乙）車豊車輛工業株式会社
代表取締役　本中　理夫

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十五年二月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十四年十二月一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十二月六日
掲載頁　九十五頁（号外第二六四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十二月六日
掲載頁　九十五頁（号外第二六四号）
平成二十四年十二月二十日
福岡県筑紫野市大字上古賀二番地の一
（甲）三友通商株式会社
代表取締役　寺﨑　秀嗣
宮崎県都城市高木町六一二二番地一五
（乙）株式会社宮崎ニムモ
代表取締役　寺﨑　秀嗣

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年二月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十四年十二月十四日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十一月二十九日
掲載頁　一二四頁（号外第二五八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十一月二十九日
掲載頁　一二五頁（号外第二五八号）
平成二十四年十二月二十日
広島市西区商工センター八丁目一番五三号
（甲）株式会社舟入製作所
代表取締役　本中　理夫
広島市西区商工センター八丁目一番五三号
（乙）車豊車輛工業株式会社
代表取締役　本中　理夫

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十五年二月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十四年十二月十四日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十一月二十九日
掲載頁　一二四頁（号外第二五八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十一月二十九日
掲載頁　一二五頁（号外第二五八号）
平成二十四年十二月二十日
広島市西区商工センター八丁目一番五三号
（甲）株式会社舟入製作所
代表取締役　本中　理夫
広島市西区商工センター八丁目一番五三号
（乙）車豊車輛工業株式会社
代表取締役　本中　理夫